

《資料紹介》

高島家文書について

木山 貴満

一・はじめに

高島家文書は令和六年（二〇二四）六月、市内在住の個人の方より熊本博物館（以下、当館）へと寄贈された資料である。寄贈者からはこれに先立つてご所蔵の刀剣類をご寄贈いただいたおり¹、引き続きのご寄贈となつた。

寄贈時、資料は木箱に納められていたが、箱に表書き等は見当たらぬいため、後補で木箱が作成されたものか、別箱を収納容器として転用した可能性が考えられる。当館では資料受け入れ後に燻蒸処理を行い、資料整理及び写真撮影を行つた。整理結果は本稿末掲載の目録の通りで、総数は二八点を数えた。

整理の結果、受け入れた高島家文書のほぼ全てが知行宛行状（または、知行宛行に関するもの）であることを確認した（全二八点のうち二五点）。高島家のなかでこれら知行宛行状が意図的に重要書類として選抜され、木箱に一括収納して保管されてきたものと推測される。知行宛行状の重視は旧藩士家でよく見られることが²だが、近世においては主君と家臣の主従関係を表象した重要書類＝知行宛行状³なので、近代以降も旧藩士家内で大事に保管されたものだらう。

なお、整理作業段階において本紙と包紙が分離している状況が多

数確認されたが、両者の全体照合を行い、可能な限り当初の状態に復元した。また、寄贈受け入れの時点では木箱内の原秩序はすでに失われていたため、整理目録は知行宛行状作成時代順で並び替えることとした。末部に「先祖附」以下三点の資料を連続させた。

二・高島家「先祖附」と歴代事蹟について

まず、資料番号二六の「先祖附」をもとに、高島家の来歴について確認しておきたい（なお、資料上ではほぼ全て「高嶋」と旧字体で表記されるが、本稿では「高島」表記に統一する）。なお、当該「先祖附」は慶應元年（一八六五）、高島家八代目となる彦熊が作成し、松野八郎右衛門へと提出したものである。また、この「先祖附」から歴代の主な事蹟をまとめたものが【表1】となる。

初代となる高島権兵衛は、もともと摂津の生まれである。明暦三年（一六五七）、妙應院（肥後細川藩三代目藩主・細川綱利）より江戸の地において御中小姓として召し出され、御馬方の職務を勤めることとなつた。寛文元年（一六六一）には綱利の下国に同行して熊本へ入り、同五年（一六六五）には知行二〇〇石と、「御馬方支配役」の職務が申し付けられている。「御馬方支配役」はのちに「馬方組脇」とも称され、物頭列の役職に位置付けられる⁴。当職務は高島権兵衛を初発とするものであり、後世において馬方の職務内容は「馬ノ龜良ヲ弁シ其習馭ヲ司ル」と説明される（「官職制度考」⁵）。綱利に召し出された経緯などについて具体的な記述はないものの、高島権兵

【表1】 高島家歴代事蹟（高島家文書26「先祖附」より作成）

代数	名前	備考
(初代)	高島権兵衛	生国摂津
		明暦3年（1657）、江戸において妙応院（細川綱利）より召し出され、御馬方を勤める。
		寛文5年（1665）、知行200石・御馬方支配役となる
		寛文10年（1675）、100石加増
		元禄4年（1691）、病気のため知行差上
(2代目)	高島武右衛門	平野猪右衛門弟より養子入り
		元禄4年、養父権兵衛知行のうち、150石拝領
		元禄17年（1704）、役料50石・御馬方支配役
		正徳4年（1714）、役料50石加増
		享保16年（1731）、隠居
(3代目)	高島小右衛門	平野猪右衛門子より養子入り（2代目武右衛門の甥にあたる）
		享保19年（1734）、家督継承。御小姓組入り
		延享元年（1744）、白浜浦御番（同4年まで）
		宝暦11年（1761）、病気により知行家屋敷を差上、隠居
(4代目)	高島権兵衛	小右衛門嫡子として知行150石、家屋敷を拝領
		安永2年（1773）9月、八代御城附となり、翌年八代へ引越し
		天明8年（1788）12月、病死
(5代目)	高島大八	寛政元年（1789）、権兵衛嫡子として知行150石、家屋敷拝領。家督後すぐに八代御城附を拝命
		寛政10年（1798）、御小姓組となり熊本へ引越し
		文化11年（1814）、病気により御小姓組御免。御留守居御番方へ（中村進土組）
		文化12年（1815）、江戸にて借金請人に関わったことが「不埒」となり知行召上
(6代目)	高島武右衛門	文化12年、数代知行下置の家柄につき、大八知行のうち100石を下し置く
		天保7年（1836）8月、嶽丸御櫓御番
		嘉永5年（1852）11月、病気により隠居
(7代目)	高島大三郎	嘉永4年（1851）、牧 垣之進二男より養子入り
		嘉永5年2月、武右衛門の知行を下し置く
		安政2年（1855）3月、御小姓組となる
		慶応元年（1865）4月、江戸詰中、江戸にて病死
(8代目)	高島彦熊	慶応元年6月、「先祖附」作成

衛は馬の良し悪しを見極めることが出来たほか、乗馬習練に関する専門的技能を有した可能性が高いだろう。

権兵衛は実子が無かつたため、藩士平野猪右衛門の弟を養子に迎え、高島武右衛門として同家二代目の家督を継がせている。初代権兵衛が有した馬方技能を証するものか、貞享三年（一六八六）に武右衛門も江戸に上つて御馬方を勤めている。武右衛門はさるに元禄一七年（一七〇四）に「御馬方支配役」となり、享保一六年（一七三一）に病気で隠居するまで同役を勤めた。家督相続以来四五年間、一貫して御馬方職務を勤

めあげた⁶。もので、養父権兵衛と二代にわたって専門的職能を発揮したるものとみられる。

三代目となる高島小右衛門は、平野猪右衛門の子から高島家養子となつてゐる。二代目の武右衛門に実子が無かつたため、甥（兄の子）を養子としたものである。この代替わりで高島家における御馬方の職能は断絶したらしく、小右衛門は享保一九年（一七三四）の家督継承後、ほぼ御番方勤務で一生を終えている。延享元年（一七四四）から同四年（一七四七）まで「白浜浦御番」（白浜・飽田郡五丁手永河内村の海辺）を勤めていたのが、唯一のトピックとなる。

四代目権兵衛は小右衛門嫡子として、知行一五〇石と家屋敷を拝領し、組並の奉公を勤めた。しかし、安永二年（一七七三）九月、八代御城附が申し付けられる。翌年八代へと引越し、天明八年（一七八八）に病死するまでの一五年間、同地で暮らした。

五代目の大八は権兵衛嫡子で、寛政元年（一七八九）四月に知行一五〇石と家屋敷を相続した。父に引き続き八代御城附が命じられるも、寛政一〇年（一七九八）に御小姓組となり、大河原次郎九郎組に配属される。熊本へと戻ったあとは武芸の心がけが賞され、藩校時習館の講堂で賞詞が授けられている。

さて、大八は熊本復帰後、御小姓組の一員として藩主参勤などに随伴し、江戸では御給仕役などを折々勤めた。文化三年（一八〇六）には「若殿様御入部之御供」として江戸から熊本へ下つたほか⁸、その後再び江戸で「表御取次助勤」を勤めるなど、職務は多忙だったようだ。文化二年（一八一四）五月、病氣を理由に御小姓組を免じら

れ、御留守居御番方へと配属となつた。ところが同二年、大八は往年江戸での生活において借金請人に関係した件が露見し、「不埒」との処断が下される。この結果、高島家に下し置かれていた知行は全て召し上げとなつてしまつた。

六代目・武右衛門は、文化一二年三月一八日、御奉行所で先代大八「不埒」の件、知行召し上げの件が申し渡され、波乱の家督継承となつた。ただし、数代にわたつて知行が渡し下された家柄ということが重視され、取り潰しどとなることはなかつた。先代の知行のうち、一〇〇石のみが与えられ、御番方勤務が命じられる。天保七年（一八三六）八月には「嶽丸御櫓当分」、同年一月には同職の本役へと進んだ⁹。櫓番は九人置かれたもので、職務内容としては熊本城内各櫓の番を昼夜勤めるというものであつた¹⁰。嘉永四年（一八五二）一月、武右衛門は病氣により隠居を願い、翌年二月にこれが認められる。六代目武右衛門は「五年にわたり、ひたすら「嶽丸御櫓」の番方を勤めあげたことになる。

武右衛門の実子が未だ幼年だつたため、牧李之進の二男が養子として迎えられ、七代目の高島大三郎となつた。嘉永五年（一八五二）二月、先代の武右衛門に下し置かれていた知行と家屋敷が大三郎へと渡され、御番方として津田平助組に配属された。安政二年（一八五五）には御小姓組となり、同三年以降は江戸詰、熊本への下向をほぼ毎年のように繰り返すようになる。文久元年（一八六一）に江戸へ上ると、翌二年一二月には「御前様御下国」¹¹細川慶順の正室・峯君の熊本入りに随伴した。当時の慌ただしい政治状況を反映したものか、

文久三年（一八六三）三月には再び熊本を出立し、翌月江戸に到着している。多忙な職務が祟ったものか、慶応元年（一八六五）四月、大三郎は江戸で病死している。

以上の経緯を八代目となる高島彦熊が慶応元年六月に「先祖附」として作成し、松野八郎右衛門（当時彦熊が所属した御番方の組頭カ）へと提出している。端的に高島家歴代の事蹟をまとめる、初代と二代目の「御馬方」勤務に始まり、五代目・大八の知行召上で危機を迎えるも、後代の努力で家名が維持されたと表すことが出来るだろう。

三・高島家文書の知行宛行状

さて、高島家文書中に残る知行宛行状及び知行所所附は、「はじめに」で述べた通り、全二八点中二五点を数える。最も古い年紀のものには寛文五年（一六六五）八月朔日、三代目藩主細川綱利から初代高島権兵衛へ宛てて発給されたものである（資料番号一）。権兵衛には知行所として益城郡のうち木山町と西阿高村、合計二〇〇石が与えられた。この宛行状に附属する別紙目録も、資料番号二「高嶋権兵衛方江被為拝領御知行所付目録」として現存する。この「御知行所付目録」にはより詳細な知行高（木山町一一八石八斗弐升四合三勺七才、西阿高村八九石壹斗七升五合六勺三才、高合一〇〇石）が記載され、知行宛行状と同日付で奉行の鎌田奎之助・奥村次郎右衛門・瀬戸五兵衛から、上益城郡代の牧八郎右衛門以下五名へ宛てて発給されている。他家の例では知行宛行状のみ残存し、別紙となる「所付」を欠

くことも多い。当該高島家では（部分的にはあるが）両通ともに良好な状態で伝来している。

初代権兵衛には、寛文一〇年（一六七五）六月五日付の加増一〇〇石分（飽田郡太郎迫村＝現熊本市北区太郎迫町）の知行宛行状（資料番号三）、同目録（資料番号四）も発給されている。新規召し抱えの高島権兵衛は短期間の内に合計知行三〇〇石となつたわけだが、藩主綱利代における奔放な知行給付の様子をうかがうことが出来る。

元禄四年（一六九一）七月二十五日、二代目武右衛門も綱利からの知行宛行を受給している（資料番号五）。ただし、知行地及び知行高は益城郡のうち津志田村（現上益城郡甲佐町津志田）、飽田郡のうち新土河原村（現熊本市西区新土河原）、合わせて一五〇石と変わっていく。この知行宛行には同年八月一三日付の目録が二通附属する（資料番号六・七）。それぞれ知行宛行の詳細を補足するものだが、二通に分かれたのは知行宛行状の発給からやや遅れて目録が作成されたことに関係するのかもしれない。

二代目武右衛門には正徳五・六年（一七一五～一六）に菊池郡甲佐町村（現菊池市七城町甲佐町）五〇石が加増され、都合二〇〇石となっている（資料番号八・九）。武右衛門に与えられた益城郡津志田村・飽田郡新土河原村の両村（都合一五〇石）は、その後高島家の知行地として定着する。以後、高島家は津志田村、新土河原村を知行地として幕末まで代を重ねた。

なお、前項で触れた通り五代目大八の「不埒」により、六代目武右衛門の知行は五〇石削減されて一〇〇石となつた。しかし、知行地

自体は津志田村・新土河原村で変わっていない。

四・おわりに

以上、高島家文書について概観した。高島家文書のほとんどは細川家臣他家にも数多く残る「知行宛行状」で占められており、その内容も一般的なそれと異なる部分はない。しかし、これら伝來した知行宛行状を通観するだけでも高島家系譜を把握することができ、「先祖附」とともに読み解くことで高島家歴代が重ねた当主繼承への尽力のほどを伺うことができる。古文書保存の重要性を改めて認識するとともに、貴重な資料を熊本博物館へとご寄贈くださった旧蔵者へ御礼申し上げたい。

なお、初代高島権兵衛が召し抱えられる契機となつたであろう「御馬方」職能など、その実態が未詳な部分も少なくない。今後は関連資料との照合を含め、高島家文書の保存活用を図っていきたい。

注

- 1 刀剣類については、令和六年（二〇二一四）四月に熊本博物館に寄贈された。
- 2 当館所蔵では吉田家文書『熊本博物館館報（以下、館報）No.22 二〇〇九年度報告』（二〇一〇年）、松田家文書『館報No.32 二〇一九年度報告』（二〇二〇年）、三宅家文書（『三宅家文書目録』、熊本博物館、二〇二一年）ほか。三宅家では持ち出し用の木箱を調べており、火災など非常時への対策も行われている。
- 3 東昇「宇和島藩の知行宛行状と判物改」（『武家文書目録（愛媛県歴史文化博物館資料目録）』第7集、愛媛歴史文化博物館、二〇〇〇年、本田俊彦「仙台藩知行宛行状について」（『東京大学経済学部資料室年報』（3）・42-55、東京大学経済学部資料室、二〇一三年）ほか。

博物館資料目録）』第7集、愛媛歴史文化博物館、二〇〇〇年、本田俊彦「仙台藩知行宛行状について」（『東京大学経済学部資料室年報』（3）・42-55、東京大学経済学部資料室、二〇一三年）ほか。

4 西山禎一『熊本藩役職者一覧』（細川藩政史研究会、二〇〇七年）。当役は通常二名置かれ、「宝曆五年侍帳」では馬方支配人との表記で、学校目付次座に位置付けられる。宝曆六年（一七五六）、馬方支配役と改められ、さらには安永三年（一七七四）には馬方組脇と改められた。

5 垣塚文成「官職制度考」（『肥後文献叢書（一）』、歴史図書社、一九七一年）。このほか、江戸御供を一度、藩主帰国時に「鶴崎御迎馬御用」なども勤めている。

6 このほか、「若殿様」は、後の九代目藩主・細川斉樹とみられる。

7 前掲「官職制度考」によると、侍一人、足軽三人で勤務。

8 当時の「若殿様」は、後の九代目藩主・細川斉樹とみられる。

9 織丸（熊本城内南側に位置する竹の丸）。

10 前掲「官職制度考」。

高島家文書目録（2024）

資料番号	資料名	作成年	差出(作成)		宛先	数量	形態	法量(縦×横)	
					備考				
1	〔知行宛行状〕	寛文五年八月朔日	(細川)綱利	高嶋権兵衛	1	紙本墨書 豎紙	42.4 × 56.6		
			包紙あり。益城郡のうち、木山町、西阿高村200石を宛行う。						
2	高嶋権兵衛方江被為 拝領御知行所付目録	寛文五年八月朔日	鎌田塙之助、奥 村次郎右衛門、 瀬戸五兵衛	牧 八郎右衛門 ほか4名	1	紙本墨書 豎継紙	36.3 × 81.3		
			1の別紙目録。						
3	〔知行宛行状〕	寛文十年六月五日	(細川)綱利	高嶋権兵衛	1	紙本墨書 豎紙	43.4 × 57.0		
			包紙あり。飽田郡のうち、太郎迫村100石を宛行う。						
4	高嶋権兵衛方江被為 拝領御加増所付目録	寛文十年六月五日	鎌田塙之助ほか 3名	飽田 永良助丞	1	紙本墨書 豎継紙	36.2 × 50.4		
			包紙あり。3の別紙目録。加増100石(太郎迫村)						
5	〔知行宛行状〕	元禄四年七月廿五 日	(細川)綱利	高嶋武右衛門	1	紙本墨書 豎紙	42.6 × 57.0		
			包紙あり。飽田郡のうち、新土河原村都合150石を宛行う。						
6	高嶋武右衛門江被為 拝領御知行所付目録	元禄四年八月十三 日	矢野又右衛門ほ か4名	上益城 元田八 右衛門ほか3名	1	紙本墨書 豎継紙	36.1 × 102.4		
			包紙あり。5の別紙目録。益城郡津志田村、飽田郡新土河原村あわせて150石						
7	目録	元禄四年八月十三 日	矢野又右衛門ほ か3名	高嶋武右衛門	1	紙本墨書 豎継紙	36.5 × 89.7		
			紙継ぎ外れ。5の別紙目録。知行地の詳細は6に記載。						
8	〔知行宛行状〕	正徳五年十二月十 五日	(細川)宣紀	高嶋武右衛門	1	紙本墨書 豎紙	42.2 × 57.1		
			包紙あり。益城・飽田郡のうち150石、さらに菊池郡のうち50石を加増(都合200 石)						
9	目録	正徳六年二月十八 日	石寺加兵衛ほか 3名	高嶋武右衛門	1	紙本墨書 豎継紙	36.5 × 115.5		
			紙継ぎ外れ。8の別紙目録。						
10	高嶋武右衛門被為拝 領御加増知所附目録	正徳六年二月十八 日	石寺加兵衛ほか 4名	塙本弥次兵衛	1	紙本墨書 豎継紙	36.7 × 103.7		
			8の別紙目録						

資料番号	資料名	作成年	差出(作成)		宛先	数量	形態	法量(縦×横) 備考
			(細川)宗孝	高嶋小右衛門				
11	〔知行宛行状〕	享保十九年十一月朔日	(細川)重賢	高嶋小右衛門	1	紙本墨書 豎紙	42.4 × 56.0	
			益城・飽田・菊池三郡のうち、200石を宛行う。					
12	〔知行宛行状〕	寛延元年九月朔日	(細川)重賢	高嶋小右衛門	1	紙本墨書 豎紙	42.9 × 57.5	
			益城・飽田・菊池三郡のうち、200石を宛行う。					
13	高嶋権兵衛被為拵領 御知行所附目録	宝暦十一年四月廿七日	町 市郎右衛門 ほか3名	飽田 田辺孫右衛門ほか3名	1	紙本墨書 豎継紙	36.8 × 156.7	
			隠居高嶋小右衛門の知行高200石のうち、150石を嫡子高嶋権兵衛へ拵領。紙継ぎ外れ。					
14	〔知行宛行状〕	明和六年二月朔日	(細川)重賢	高嶋権兵衛	1	紙本墨書 豎紙	42.6 × 57.0	
			包紙あり。益城・飽田郡のうち150石を、父・高嶋小右衛門への先知より宛行う。					
15	目録	明和六年二月朔日	大洞弥一兵衛ほか3名	高嶋権兵衛	1	紙本墨書 豎継紙	36.4 × 116.2	
			14の別紙目録。益城郡のうち津志田村、飽田郡のうち新土河原村、都合150石。					
16	〔知行宛行状〕	天明六年九月朔日	(細川)治年	高嶋権兵衛	1	紙本墨書 豎紙	42.3 × 56.7	
			包紙あり。益城・飽田郡のうち150石を宛行う。					
17	〔知行宛行状〕	天明八年九月十八日	(細川)齊茲	高嶋権兵衛	1	紙本墨書 豎紙	42.8 × 57.5	
			益城・飽田郡のうち、150石を宛行う。					
18	高嶋武八郎御知行所附目録	(年月日欠)	—	(高嶋武八郎)	1	紙本墨書 豎紙	35.7 × 49.3	
			包紙あり。益城郡津志田村、飽田郡新土河原村、都合100石を宛行う。					
19	〔知行宛行状〕	文化九年九月十八日	(細川)齊樹	高嶋大八	1	紙本墨書 豎紙	42.0 × 56.6	
			包紙あり。益城・飽田郡のうち、150石を宛行う。					
20	〔知行目録〕	文化十二年四月廿七日	松村英記、上月半下、大河原次郎九郎	飽田 杉浦仁一郎、上益城 中庄村右衛門	1	紙本墨書 豎継紙	35.8 × 94.8	
			高嶋大八の知行高150石を召し上げ、100石を嫡子高嶋武八郎へ下し置く。前欠。					

資料番号	資料名	作成年	差出(作成)		宛先	数量	形態	法量(縦×横)	
			備考						
21	〔包紙〕	(文化～文政期)	—	高嶋大八	1	紙本墨書き 包紙	44.9 × 7.5		
			包紙のみ。						
22	差紙	文政九年六月廿九日	富田小左衛門ほか4名	飽田 益田慶次ほか3名	1	紙本墨書き 切継紙	18.5 × 71.7		
			包紙あり。高嶋権兵衛上知高150石を嫡子高嶋大八へ下し置く。						
23	〔知行宛行状〕	文政九年九月十八日	(細川)齊護	高嶋武右衛門	1	紙本墨書き 豎紙	43.3 × 57.7		
			包紙あり。父・高嶋大八知行のうち、益城・飽田郡のうち100石を宛行う。						
24	目録	文政九年九月十八日	宇野駿八郎ほか4名	高嶋武右衛門	1	紙本墨書き 豎継紙	36.3 × 166.0		
			23の別紙目録。						
25	〔知行宛行状〕	万延二年三月朔日	(細川)慶順	高嶋大三郎	1	紙本墨書き 豎紙	43.8 × 58.0		
			包紙3枚あり(外包に「御書出并写一通」とあるも、写は同梱せず)。益城・飽田郡のうち100石を宛行う。						
26	先祖附	慶応元年六月	高嶋彦熊	松野八郎左衛門	1	紙本墨書き 切継紙	31.1 × 366.8		
			紙継ぎ外れ。初代高嶋権兵衛より高嶋大三郎(慶応元年病死)までを記載。						
27	士席病死上目録案	(近世中～後期)	何之何某書判	組頭当	1	紙本墨書き 切継紙	31.3 × 82.8		
			士席の者が病死した後、家屋敷を差上る際の案文。屋敷広さや建具の数など。						
28	〔書付〕(武右衛門近年不眠)	(近世中～後期)	—	—	1	紙本墨書き 切紙	15.6 × 43.0		
			高嶋武右衛門が高齢で近年不眠となったため、御役儀御免となった旨の書付。数十年奉公出精につき、拝領物あり。						